

～ 老後の安心をささえる、みんなの制度 ～

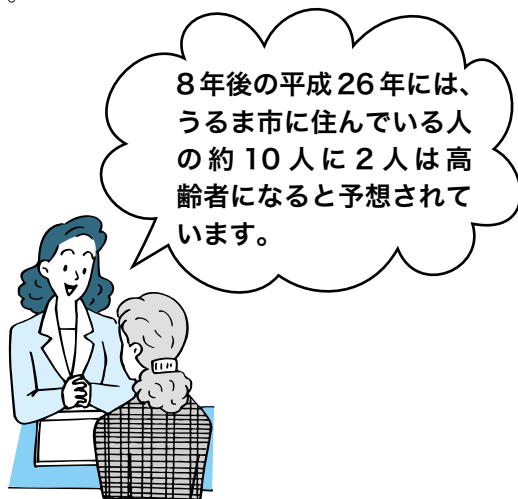
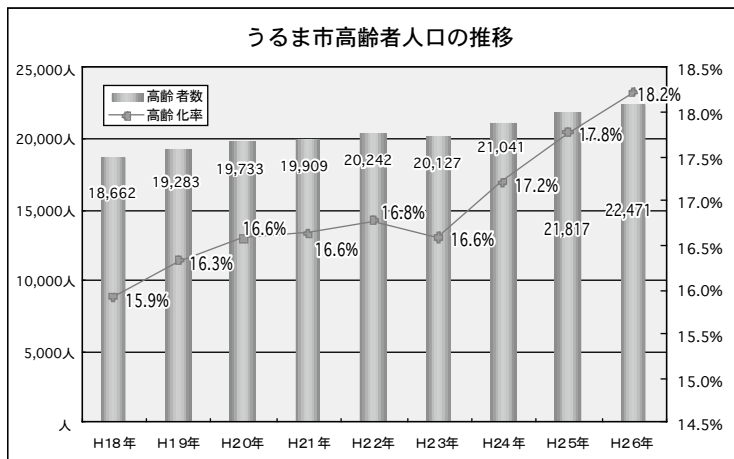
なぜ介護保険が必要なのですか？

今、高齢者の2人に1人は介護が必要になると言われています。人はいつか老いていきますが、そのなかで、何らかの手助けを必要とすることがおこってきます。自分自身であったり、親や兄弟などを含め、ほとんどの人が介護の問題に直面することになります。

実際に家庭で介護している方の多くは女性ですが、高齢化が進み、介護の期間も長くなり、その負担も重くなっています。

これまで介護の問題は「家族の問題」として考えられてきましたが、これは誰にでもありうることであり、介護が必要となったときには、安心して自立した生活を送れるように、社会全体でささえ合っていこうというのが「介護保険制度」です。

介護保険は、要介護状態やねたきり等になっても「できるだけ住み慣れた地域や家庭で暮らしたい」という、高齢者自身の希望を叶えようとするものであり、介護をしている家族を支援し、介護の負担を軽くするためのサービスの利用を可能にするものです。



保険料はどのように納めるの？

納め方は、年金の受給額によって、特別徴収と普通徴収の2通りに分かれます。

年金が年額18万円以上の方は特別徴収となり、年金から天引きになります。ただし、**年度の途中で65歳になった方、他の市町村から転入してきた方、年度の途中で所得の変更があった方、現況届の提出が遅れた方、年金を担保に借入を行った方、老齢福祉年金のみを受給されている方及び年金が年額18万円未満の方は普通徴収となり、納付書で個別に納めます。**

特別徴収

保険料の年額を、年金の支払い月の年6回に分けて天引きとなります。

4月、6月、8月は、保険料が確定していないため、前年度の2月期と同額になります。10月、12月、2月は、確定した年額保険料から、すでに納めた分を差し引いた額を3回に分けて徴収します。

普通徴収

保険料の年額を10回(期)に分けて納めます。市から送付される納付書を持って、取り扱い金融機関等で納めます。

忙しい方、なかなか外出できない方は口座振替をご利用ください。取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申込みます。その際には、納付書、通帳、印鑑(通帳届出印)が必要になります。

お問い合わせ：介護長寿課 介護管理係 ☎973-3208

口座振替が便利!